

資料9(共通)	令和8年3月19日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

障害福祉サービス等事業所における事故発生時の報告について

1 事故発生時の報告について

利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合は、市の基準条例において、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないことが義務付けられています。

事故が発生した場合、速やかに報告するとともに、同様の事故が発生しないよう、再発防止策等を検討・実施する等、万全の対策を講ずるようお願いいたします。

2 報告の範囲

(1) サービス提供中に利用者のケガや事故等が発生したとき

ア サービス提供中とは、訪問中、送迎、行事及び通院の付添い等に発生したものを含みます。また、利用者が事業所内にいる間は「サービス提供中」に含まれます。

イ ケガ等の程度は、原則として医療機関での受診を要したものです。(擦過傷や打撲など軽易なケガを除く。)また、急病・病態の急変等で、病院へ救急車又は事業所の職員が搬送した場合も含みます。

ウ 誤薬に関する事故については、「イ」に関わらず報告してください。

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、入院後間もない場合や死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(後日トラブルが生じる可能性が認められるとき)を含みます。

オ 利用者同士の過失事故及び自傷・他害行為による事故を含みます。

(2) 感染症や食中毒が発生したとき

下記「ア」～「ウ」に該当する場合は、速やかに、感染症等が疑われる者の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に連絡し、指示を求めるなどの措置を講じてください。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者、又は重篤患者が1週間に2名以上発生したとき。

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上、又は全利用者の半数以上発生したとき。

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めたとき。

(3) 施設入所者等の行方不明が発生したとき。(警察に、捜索願を出した場合)

(4) 職員の法令違反、不祥事件等が発生したとき。(例：利用者からの預かり金の横領、虐待など)

資料9(共通)	令和8年3月19日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

- (5) 利用者及びその家族の個人情報の紛失・漏洩が発生したとき。
- (6) その他、災害時等、施設長等の判断により、報告が必要であると認めたとき。
- ※事業者側の責任や過失の有無は問いません。

3 報告方法

- (1) 第一報：事故等が発生した場合、安全確認、状況確認等の対応を適切に行った後、速やかに下記4の報告先に事故の概要を電話で連絡してください。
- (2) 文書報告：別紙「事故（災害）報告書」を速やかにメールにて報告してください。
- (3) 経過報告：文書報告後、対象者が死亡、新たな事実の判明、不測の事態の発生等、状況に変化があった場合は、速やかに再報告をしてください。
- ※また、死亡事故等の重大な事故が発生し、当課において必要と判断した場合、別途報告を求める場合があります。

4 報告対象事業所等及び報告先

- (1) 事故報告

報告対象事業所	報告先（担当）
<input type="checkbox"/> 訪問 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、移動支援、訪問入浴サービス <input type="checkbox"/> 相談 一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援、障害者基幹相談支援センター	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス課 地域支援班 TEL：043-245-5228
<input type="checkbox"/> 障害児等 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター、心身障害者ワークホーム、精神障害者共同作業所	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス課 指導班 TEL：043-245-5227
<input type="checkbox"/> 日中・居住等 療養介護、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労定着支援、障害者支援施設、共同生活援助、日中一時支援、福祉ホーム、地域活動支援センター、生活ホーム	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス課 施設支援班 TEL：043-245-5174

資料9(共通)	令和8年3月19日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

(2) 保健所

- ア 感染症が疑われる場合 感染症対策課 TEL：043-238-9974
 イ 食中毒が疑われる場合 食品安全課 TEL：043-238-9935

5 事故報告書

別紙「事故（災害）報告書」を基本とします。

※報告書提出先：E-mail：shogai.todokede@city.chiba.lg.jp（全サービス共通）

6 注意事項

- (1) 利用者に係る事故が発生した場合は、当課への連絡と併せて、当該利用者の家族及び
 援護実施市区町村等にも併せて連絡してください。
- (2) 関係法令等に報告等の定めがある場合は、別途、所定の報告をしてください。
 （例：感染症等発生時における保健所への報告）
- (3) 事故報告書の提出に当たっては、個人情報の漏洩等に注意してください。

7 事故発生件数及び概要

事故の種類	件数	事故概要
転倒事故	79	・車椅子にて移動する際に車椅子から転落 ・段差を上がる際に躓き転倒 等
誤薬・誤飲	48	・他人の薬を飲ませてしまった ・職員が薬を与え忘れる 等
活動中の怪我等	31	・運動活動中に足首を捻り捻挫 等
利用者同士のトラブル	8	・利用者同士のけんかにより骨折 等
死亡	8	・脳出血により死亡 ・心不全により死亡 等
行方不明	5	・無断外出による搜索願 ・屋外でのサービス提供中に失踪 等
送迎中の事故・怪我等	2	・送迎車内で転倒 等
感染症等の発生	11	・コロナウイルスの集団感染 ・ノロウイルスによる集団感染 等
その他	117	・原因不明の傷や痣 ・個人情報の漏洩 ・自傷行為 等